

市営住宅ができれば、住んでもいいと考える人はいると思うが、試験的にも建てることは考えられないか。

(2)三城城址について

12月議会でも質問したが、文化庁の方は買取できたところから申請できるということだが、市の答弁では、買取できた分では全体の一部であって城の全体像がわからず申請できないとのことである。文化庁の話と食い違うのではないか。大村市の財政が苦しいときに申請していいのはおかしいのではないか。

市長 (1)①現在、交渉を行っているが、まだ用地契約に至っていない。今後も事業の必要性等を理解いただき、誠意を持って交渉し、用地買収ができれば早速に工事を発注する予定である。

②国道444号は県管理の道路であり、県担当者と現地の立会いを行い、整備ができるよう市から県へ要望していきたい。

③黒木地区は、自然に恵まれ、子どもが伸び伸びと育つ環境にある。ただ、市営住宅へのニーズや購買施設等の生活環境の問題もあり、国の住宅施策や本市のまちづくり、福祉との連携が図られるべきである。現時点では、すぐ取り組むという状況はないが、黒木地区をはじめ周辺地域への公営住宅についての調

査研究は取り組んでいきたい。

教育次長 (2)今年2月に文化庁に出向いて地権者の要望や同意状況を報告したが、その際、国指定の条件について再度確認したが、先行取得の用地だけの指定はできない。城の一角では、全体像や価値が見えない。全体をとらえて、それをまとめて指定対象にするということでは指導を受けている。今後も国、県の指導を仰ぎながら、庁内の関係部局との協議を進め、20年度中に指定申請に向けて努力をしていきたい。

家庭の教育力が低下する中で

【社会教育指導員】の
廃止とその重要性・
必要性について

宮本議員

(1)市民生活行政について

最近の社会は核家族化等の多様化に伴ってその教育の重要性が叫ばれ、果たす役割は大であると考えられているが、地域に根付いた社会教育指導員を20年度から廃止するとの施策を展開されている。この事は、健全育成活動に関わっている者としては、怪視できない問題であり、市長が常々言われる「市民協働社会」とは掛け離れ首を傾げたくなる。社会教育指導員の必要

性を見直すべきである。

(2)環境行政について

①県の廃棄物対策課が、週日許可量を越えた7、449㎡の搬入超過を認め撤去の確約を言明したが、説明会には、市の職員も出席しており再確認したい。

②三浦の中間処理場の裁判は、

長崎県は下水汚泥由来の肥料使用の規制がないが、許可のない会社の実質操業について、他県の同様施設の被害状況を問う

市長 (1)社会教育指導員の職務としては、住民センターだよりの発行や地区公民館運営に関する助言等を行っている。これらの業務を出張所業務に追加し、出張所長を中心に社会教育指導員の業務を引き継ぐとともに、地域の活動と行政の役割をコーディネートする、調整する機能として進めていきたい。

将来的には地域住民の相談や行政の橋渡しを行う行政パートナーを配置したいと考え、社会教育機能についても、行政パートナーに担っていただきたいと考えている。廃止しても機能そのものについては対応していく。

環境部長

(2)①県の対応として、事業者への指導、超過分の原則撤去、具体的行政手続等及び技術的指導は環境省及び専門家と連携しながら実施することや改

善計画書の提出等、そして緊急対策の一つとして、締め固め作業を行うことは容量の是正に繋がると認められていることである。また最終的に県で容量確認調査を実施する一方、容量超過が是正できない場合は、更なる措置を求めるということを説明されている。

②お尋ねの処理場については、確認をしていないので、答えることができない。

(その他の質問事項)
・史跡申請に伴う同意書の確保。
・戦没者の慰霊祭の今後は、池田湖畔の管理と渡り鳥の保護。

・洗濯工場の排水処理について

これからの一年

この方針でいいの？

松崎議員

(1)施政方針について

①中心市街地の再開発と「新幹線」の新たな駅のまちづくりをどのように考えているのか。

②「新幹線」というがどのようなものか申請内容を市民に財政負担も含めて知らせるべき。

③「天正少年夢まつり」が再度提案されているが、昨年の取り組みの目的や行政評価をどのよ